

富士宮市建設工事修補取扱基準

1 目 的

この基準は、富士宮市建設工事検査規程第5条の規定に基づき完成検査、既済部分検査、中間検査又は材料製造検査において、出来形及び品質等が、設計図書に適合せず検査に合格しなかった場合、この措置に対する基準を示し検査の適切な実施を図ることを目的とする。

2 検査結果の通知

検査結果において修補通知を受けた工事担当課長は、修補命令書により受注者に通知するものとする。

3 修補工事の区分

A 修補 修補工事に要する費用が直接工事費で100万円以上のもの

B 修補 修補工事に要する費用が直接工事費で30万円以上100万円未満のもの

C 修補 修補工事に要する費用が直接工事費で30万円未満のもの

指示事項 現場の清掃及び後片付等の指示で口頭により行うもの

4 修補完了に伴う手続

受注者は修補が完了した場合には、修補完了届出書に、修補完了写真及び資料を添えて監督員に提出するものとする。

修補完了届出書を受理した監督員は、修補の完了を確認し、検査を行った検査員に修補完了検査を申し出るものとする。

申出を受けた検査員は、直ちに監督員及び必要と認められる関係者を立ち合わせ修補完了検査を行うこととし、修補完了検査復命書により復命するものとする。

復命を受けた工事検査課長又は工事担当課長は、完成検査結果通知書により関係課長に通知するものとし、工事担当課長は、その結果を完成検査結果通知書により請負者に通知する。

修補完了期日までに、修補完了が認められない場合は、工事検査課長又は工事担当課長が、不合格通知書を請負者に通知するものとする。

契約完成日から修補完了日までは、富士宮市建設工事執行規則第54条（履行遅滞の場合における損害金等）の対象期間とする。ただし、早期完成の場合は、その期間を控除するものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

修補取扱基準 4 - の運用表

履行遅滞の場合における損害金の支払請求に係る遅延日数の考え方は、次表のとおりとする。（参照：富士宮市契約約款第42条、富士宮市建設工事執行規則第54条）

ケース	工期内			工期外			考え方
	完成	検査	修補	完成	検査	修補	
a b c							合格
d e							<p>修補期間がA Bであれば合格とし、ケースbと同じ、$A < B$であれば不合格、遅延利息の徴収の対象となる。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: right;">B-A=対象期間</p> </div>
f g							<p>不合格、遅延利息を徴収する。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: right;">C=対象期間</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: right;">C+B=対象期間</p> </div>

（注）検査日と修補命令日が異なる場合は修補命令日とする。